

議会改革検討特別委員会

中間報告書

平成26年9月春日部市議会定例会

1. 特別委員会の開催状況

開催日	会議名	審議事項
H26. 7. 10	第4回特別委員会	・政務活動費の額について ・政務活動費の公表方法等について ・議員研修会の開催について
H26. 7. 30	第5回特別委員会	・政務活動費の額について ・本特別委員会の今後の新たな検討課題等について
H26. 8. 20	第6回特別委員会	・議案質疑と一般質問のあり方（代表質問制度等）について ・携帯電話等の本会議場内への持ち込みについて ・中間報告書（案）について

2. 審議経過

（1）第4回特別委員会

平成26年7月10日に第4回特別委員会を開催しました。

〔政務活動費の額について〕

各会派で協議された政務活動費の額及びその根拠付けの報告を各委員が行ったあと、増額の時期について、平成27年度の当初予算から増額とするのか、平成28年度の当初予算から増額とするのかが協議されましたが、各委員の意見は一致しませんでした。特別委員会としては、可能な限り全委員の意見の一致が望ましいであろうとのことから、引き続き協議を行うとともに、最終的な結論までの協議上のスケジュールが確認され、次回の会議で積算根拠の報告も行うことになりました。

《主な意見》

- ・平成27年度から政務活動費の額を増額できるよう進めるべきである。
- ・新たな支出項目で1年間検証し、その後に改めて時期や額について検討すべきである。
- ・政務活動費を取り巻く問題については、領収書を添付し、何に支出を行ったのかをしっかりと示していくべき問題はないと考えている。
- ・使途基準を示した「手引き書」も作成されているので、「手引き書」に則った支出を行えば問題ないのでないか。金額については試算をすることにより議論が変ってくるのではないか。議員の活動を担保することも必要と考える。
- ・他市と比較しても低額であり、議員としての活動報告を行う際の経費も自己負担で行っている現状がある。
- ・金額を上げる一定の根拠はあるが、市民感情から考えてこの時期に上げることは慎重に考えるべきではないか。

- ・慎重になると先延ばしにすることは異なる。市民感情に耐えうるだけの積算根拠と説明ができるような体制が必要となる。
- ・必要な積算を行い、平成27年度当初予算に間に合うかの時間的なことも含めて、改めて会派で協議を行いたい。
- ・これ以上、先延ばしをすることはできないので、協議を改めて行うのであれば今後のスケジュールも確認しておくべきである。

[政務活動費の公表方法等について]

前回の会議で議会だよりに告知文を掲載することや、詳細は市議会ホームページで公開していくことなどが決められたことにより、議会だよりや市議会ホームページへの掲載文例及び様式等が提示されました。この文例及び様式等が了承されたことから、詳細なレイアウトや文章表現等を広報広聴委員会で協議してもらうよう報告することになりました。

[議員研修会の開催について]

春日部市議会では、市民に身近で開かれた議会を目指し、各種の議会改革を行ってきており、議会改革度をはかる一つの指標でもある市議会議員一般選挙において、投票率が低かったことから、委員長から研修会の開催が提案されました。この研修会では、投票率を上げるために必要な方策を勉強することを通じて、市議会への市民の関心を高め、春日部市議会の更なる議会改革に繋がるよう提案されたものであり、協議の結果、研修テーマを「さらなる議会改革に向けて～市民に関心を持たれる議会を目指して～」として開催することとした。

(2) 第5回特別委員会

平成26年7月30日に第5回特別委員会を開催しました。

[政務活動費の額について]

政務活動費の増額の時期について、最終的な方向性を決めるために各委員から会派で取りまとめた意見と具体的な積算根拠の報告が行われました。協議の結果、全委員の意見が一致しなかったことから、このまま協議を続けるのか、採決を行うのかが議論され、時間的制約もあることから、採決により今後の方向性を決めることが了承されました。採決の結果、政務活動費の増額は、平成27年度当初予算から交付額を月額5万円として進めていくことが決められました。なお、この結果を各派代表者会議に報告し、特別職報酬等審議会で諮問を行ってもらうよう手続きを進めていくことになりました。

《主な意見》

- ・現行で行政視察を年2回行っているほか、会報、全国市議会議長会の研修、全国都市問題会議の研修といったものを勘案して月額5万円として提案する。
- ・具体的な額については、3万円から5万円程度で考えている。
- ・調査研究費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務費は従前どおりとし、追加の4項目に関して想定の上、月額5万円として意見がまとまった。
- ・今年度1年間を新しい基準で支出した上で、改めて決めていくことが望ましい。現時点での額の試算はしていない。

- ・調査研究費から事務費までということで月額5万円。
- ・会派で広報紙も出しているし、個人的な視察も自己負担で行っている。しっかりと勉強したことを公表し、領収書を添付すれば後ろめたいことはない。先延ばしせずにしっかりと決めたほうがよい。
- ・社会問題となっている件については、説明責任がしっかりと果たされていないから問題になっていると考えている。説明責任を果たせるようきちんと公表していくべきである。
- ・政務活動費に対して非常に関心が高まっている時期でもある。春日部では、不正な使い方はできないことを市民によく理解してもらう期間が必要ではないか。9月の決算からインターネットで公開する予定だが、市民の理解を得た上で、その後の段階で必要があれば増額するべきと考えている。

[本特別委員会の今後の新たな検討課題等について]

特別委員会で検討すべき課題を改めて整理することになり、新たな課題や早期に検討したほうがよいと思われる課題について意見交換が行われました。発言のあった意見は、今後の特別委員会の議題として挙げていくことで了承されました。

《主な意見》

- ・議場に持ち込む携帯電話等について、及び政務活動費の使途基準の費目に携帯電話の通信費も支出できるよう検討する必要がある。
- ・常任委員長の交際費について、議案質疑及び一般質問における代表質問制や代表質疑制について、市議会のインターネット中継をスマートフォンでも見られるようにすることについて検討する必要がある。

(3) 第6回特別委員会

平成26年8月20日に第6回特別委員会を開催しました。前回の会議において、今後検討したほうがよいと思われる新たな課題や早期に検討したほうがよいと思われる課題などが改めて整理されたことにより、今回の会議では以下の「議案質疑と一般質問のあり方（代表質問制度等）について」、「携帯電話等の本会議場内への持ち込みについて」の意見交換が行われました。

なお、中間報告書（案）については、本特別委員会の審査経過の報告として9月定例会に提出することが了承されました。

[議案質疑と一般質問のあり方（代表質問制度等）について]

議案質疑と一般質問のあり方、代表質問制度等の導入の方向性などについての意見交換が行われました。なお、次回の会議までに各会派の意見を確認してくること、及びより具体的なシミュレーションをもって協議が進められるよう資料等を検討することになりました。

《主な意見》

- ・代表質問制度を設けたほうがいいという話は以前から言われていたことである。実際の導入に当たっては細かい話にもなるので、まずは導入の可否について意見を聞かせてもらうのがいいのではないか。
- ・議員の発言を制約する方向で導入するのであれば反対である。例えば、市長の施政方針

に代表質問を認めるということであれば、一般質問とは別になるので議員の発言を制限するものではないが、議員の一般質問を少なくして代表質問に代える、あるいは質疑に代えて代表質問制度を導入することであれば反対である。

- ・質疑と一般質問が混在しているケースがよくある。質疑は、議案に対して疑義があつた場合に行うべきものだが、自分たちの持論や要望も発言しているケースがある。それであるならば、質疑と一般質問を一緒にするのもいいのではないか。また、特に質疑において問題点が多いので、それをコンパクトにし、質の高いものにするということで、まず質疑を代表質問制度にする。一般質問はしっかりと議員個人のものとして担保していくというのも一つの方法ではないか。
- ・質疑のあり方としては、質問にならないよう注意を払っていかなければならぬが、それをそのまま理由として代表質問にというのはいかがなものか。
- ・以前から質疑は聞くだけになっていて自分の持論は言えないという点がある。3月定例会や9月定例会の場合は、質疑をしながら一般質問にもっていくことも可能にするべきではないか。あえて3月定例会と9月定例会は一般質問の時間を設けず、質疑と一般質問の時間を合わせてしまう方法もあるのではないか。
- ・ほかの地方議会では、決算委員会や予算委員会を設置し、そこで重点的に議論している。そのような点を参考にして、3月定例会や9月定例会の予算・決算の際には質問と議案に対する質疑に主観を述べられるような新たな仕組みを構築することも一つの手段ではないか。
- ・予算・決算で質疑や質問をしてしまうとそれ1回ということになり、大幅に制限されるということになるので、それならば認められない。
- ・内容を精査してあれば、1回の登壇でも問題ないのではないか。2回登壇の機会があつても同じようなことを聞いているのでは仕方がない。
- ・2回登壇し、合わせて2時間行えれば、それだけ別のことを確認できる。

〔携帯電話等の本会議場内への持ち込みについて〕

これまで、議場内や各委員会などの会議における携帯電話等の取り扱いについて申し合わせなどが決められていない状況だったことから、携帯電話のほか、電子機器類を含めた形で本会議場内への持ち込み、または各委員会等の会議における取り扱いについても協議が行われました。なお、次回の会議までに各会派の意見を取りまとめてくることになりました。

《主な意見》

- ・携帯電話は、1人1台、若しくは2台・3台の時代ですから、音が鳴らないようにしてもらうということが確認できればいいのではないか。それとは別にタブレット端末をどのように扱っていくのかを考えるほうが現実的である。
- ・携帯電話の場合は、議場内にかかるべきでも出られないのだから、控え室に置いておくことにも同じである。携帯電話は議場内に持ち込まないほうがよい。
- ・議場内での通話は当然できないが、メールが入った場合にできるだけ早く返信をしなければならないこともあるのではないか。まずは音が鳴らないようにする必要がある。
- ・一般質問等で難しい言葉が出てきた場合にその言葉の意味をすぐに調べることが

できる。常識的な範囲の中で取りあえず対応し、市民の方から意見が多いようであれば、改めて規制を考えることでよいのではないか。

・議会を傍聴に来た人が、議員席を見たときにスマートフォンを触っていたとか、携帯電話を触っていたとか、批判的に言われたりする方もいる。タブレット端末は、資料の閲覧のみにするなどの活用方法を今後考えていいと思うが、携帯電話は市民が見ているのだというところを意識した議論をしたほうがいいのではないか。

議会改革検討特別委員会 委員名簿

委員長	山崎 進
副委員長	吉田 剛
委員	卯月 武彦
委員	今尾 安徳
委員	鬼丸 裕史
委員	岩谷 一弘
委員	矢島 章好
委員	鈴木 一利
委員	荒木 洋美
委員	小久保 博史
委員	蛭間 靖造